⑵　入札説明会の日時及び場所　令和８年10月23日11時00分　本部４階405会議室
　入札説明書は、入札説明会の際に直接交付する。
⑶　入札・開札の日時・場所　令和８年11月26日13時00分　本部４階415会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した入札参加資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
⑺　本入札は「低入札価格調査」が適用されるものとする。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : SUGANUMA, Takaaki, General Manager, Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association.
⑵　Classification of the services to be procured : 73
⑶　Nature and Quantity of the services to be purchased : Website of' Together with Society' planning, operation and promotion.
⑷　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A
⑸　Time limit of tender : By 13 : 00　26 November 2026.
⑹　Contact point for the notice : Contract and Procurement Division, Legal Affairs Department of Japan Racing Association, 1―1―1　Nishi-shimbashi, Minato-ku, Tokyo 105―0003 JAPAN tel : 03―3591―5251 E-mail : keiyaku-qa@jra.go.jp

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年10月５日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　奥田　晃久
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
令和８―10年度　津島道路芳原川４号橋上部工事（電子入札及び電子契約対象案件）
⑶　工事場所　愛媛県宇和島市津島町上畑地地先
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝220m　橋長　Ｌ＝78.5m　鋼単純細幅箱桁橋　１式
⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者の示す余裕期間の最終日の翌日までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、工事の始期を通知すること。
余裕期間内は、配置予定技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材等の搬入及び仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
工期：工事の始期から760日間（工期末が、土・日及び祝日、年末年始等になる場合は、休日明けの翌営業日を工期末とする。）（発注者の示す余裕期間：契約締結日の翌日から令和９年３月１日まで）
また、低入札価格調査等により、上記の余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、余裕期間の適用はなく、令和11年３月30日を工事完了期限とする。
⑹　工事の実施形態
１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。
２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
４）本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、技術資料等の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。
５）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。
６）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
７）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
８）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。
９）本工事は、鋼橋上部工の桁端部塗装における腐食（さび）、はがれについて長期保証する試行工事である。
10）本工事は、フレキシブルな休日制度試行工事である。工期内の完全閉所日数が、完全週休２日（土日祝）の日数を超える場合には、「フレキシブルな休日制度（完全閉所）達成証明書」を交付する。
11）本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型（３次元データ貸与あり））である。
12）本工事は、土木工事標準積算基準書に定める特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。
13）本工事は、標準歩掛のない歩掛を、「見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限」までに競争参加資格のある者に対して電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。
14）本工事は、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。
15）本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。
16）本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
17）本工事は、受注者が施工段階において、施工手順の工夫等、生産性向上（省人化等）に資する取り組み（以下「生産性向上チャレンジ」という。）の実施を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。
18）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ（構造物工（橋梁上部））の全面的活用を図るため、受注者の提案及び協議により、設計図書の照査、出来形管理及び検査並びに工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について、３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。
19）ＩＣＴの全面的な活用を実施した場合は、ＩＣＴ活用証明書の交付を行う。但し、ＩＣＴ（導入型）の場合は、ＩＣＴ活用証明書の交付は行わない。
なお、ＩＣＴの全面的な活用を行い、かつ当該ＩＣＴ技術の活用によって効率性が２割以上向上した場合、受注者は「ＩＣＴ活用証明書」か「効率性向上実績証明書」のどちらか一方を選択し、交付申請を行うものとする。
20）本工事は、施工の効率化やＩＣＴ活用等による生産性向上に関する技術提案を必須提案として求め、生産性向上の取組を評価する試行対象工事である。